遅　延　理　由　書

年　　　月　　　日

　奈　良　県　知　事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　今般、下記の営業所において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

安全性の確保等に関する法律第４０条第１項において準用する同法第１０条第１項の規定により３０日以内に動物用高度管理医療機器等販売・貸与業

許可関係事項変更届出書を提出しなければならないところ、

により遅くなりました。

　今後はこのようなことがないよう法の規定に従い、変更後は速やかに提出致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

営業所の名称

営業所所在地